

2020年2月3日

お客さま各位

株式会社きらぼし銀行

「犯罪収益移転防止法」の改正に伴うインターネット支店における 本人確認書類の変更について

平素は、きらぼし銀行をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

きらぼし銀行インターネット支店では、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（以下「法令」といいます）に基づき、口座開設等の際に、本人確認書類のご提出と、ご職業、取引を行う目的などの確認（「お取引時確認」といいます）をさせていただいておりますが、法令の改正に伴い、2020年2月3日よりインターネット支店における本人確認書類を一部変更させていただきます。

ご理解のうえ、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、既にお取引いただいておりますお客さまにおいても、キャッシュカード再発行時には変更後の本人確認書類をご提出いただくこととなりますので、あらかじめご了承ください。

【変更後の本人確認書類】

- (1) 運転免許証
 - (2) 運転経歴証明書(2012年4月1日以降のもの)
 - (3) 個人番号カード
 - (4) パスポート(日本国発行のもの)
 - (5) 住民基本台帳カード(顔写真付きで住所・生年月日の記載があるもの)
 - (6) 身体障害者手帳
 - (7) 療育手帳
 - (8) 精神障害者保健福祉手帳
 - (9) 在留カード
 - (10) 特別永住者証明書
 - (11) 外国人登録証明書(在留資格「特別永住者」のみ)
 - (12) 官公庁が発行(発給)した身分証明書で氏名・住所・生年月日の記載があるもの(顔写真付きのもの)
- ※すべて、確認日現在有効であるものに限りません。

弊行は今後とも、お客さまの多様なニーズにお応えできるよう商品・サービスの充実に努めてまいりますので、引き続きご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

以上

《本件に関するお問い合わせ窓口》

きらぼし銀行 インターネット支店

電話番号：0120-186-103（受付時間：平日9:00～17:00）